

# 告示

## 埼玉県選管告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、春日部市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
春日部市商工振興センター	埼玉県春日部市粕壁東一丁目二十番二十八号	春日部市長	六百人